

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画友丘三丁目第2地区地区計画を次のように決定する。

名 称	友丘三丁目第2地区地区計画（友丘地区）
位 置	福岡市城南区友丘三丁目の一部
面 積	約 1.1ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本市の都心部から南へ約5kmに位置する当地区周辺は、バス路線である市道神松寺線に面して沿道利便施設の立地が見られ、その背後には良好な住宅地が形成されている。 交通利便性の高い当地区には、今後ますます住宅と利便施設等の立地が予想される。 このため当該地区においては、周辺の住宅地と調和した中低層住宅と利便施設等の誘導を図るとともに、歩行者空間の向上に配慮した良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針 主として良好な中低層住宅地としての形成に努める。 また、地区内には、地区内及び周辺居住者のための利便施設を適切に配置する。
	建築物等の整備の方針 公共空間である道路と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、市道神松寺線沿いに建築物等の壁面の位置の制限を定め、歩行者空間の向上に配慮した良好な住宅地の形成を図る。

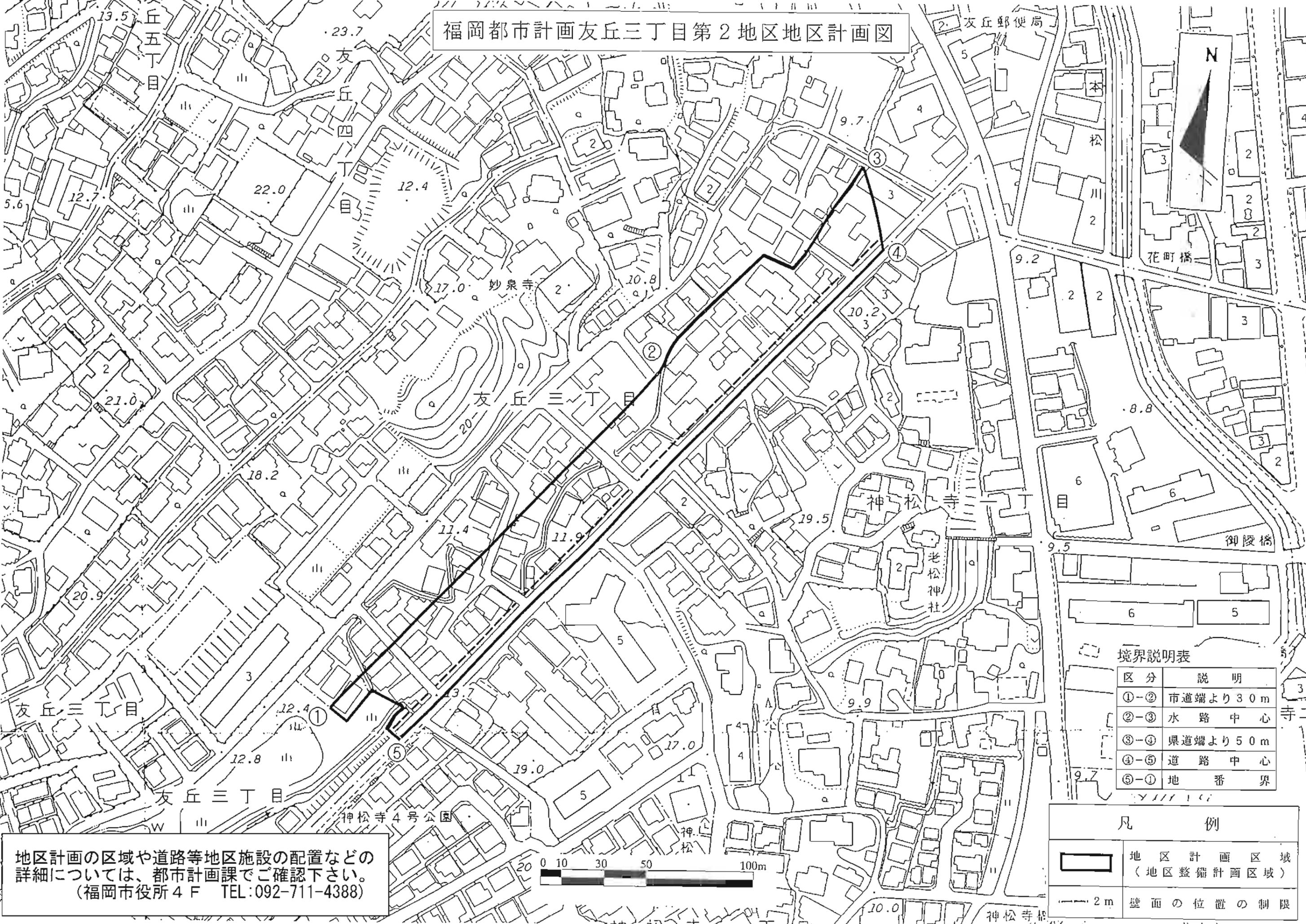
地区整備備計画	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる要件を満たす建築物以外にあっては10分の8とする。</p> <p>1) 市道神松寺線に面した建築物にあっては、同線との境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度が、2m以上であること。</p>
	壁面の位置の制限	<p>計画図に示す市道境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面、又は建築物に附属する門若しくはへいまでの距離の最低限度は2mとする。</p> <p>ただし、市道神松寺線に面する敷地において、建築物の敷地の奥行きが6m未満のものについては、この限りではない。</p>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

良好な市街地環境の形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

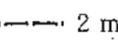
福岡都市計画友丘三丁目第2地区地区計画図



境界説明表

区分	説明
①-②	市道端より30m
②-③	水路中心
③-④	県道端より50m
④-⑤	道路中心
⑤-①	地番界

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	2m 壁面の位置の制限

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所4F TEL:092-711-4388)